

憲法九条世界会議に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年四月十七日

喜納昌吉

参議院議長江田五月殿

憲法九条世界会議に関する質問主意書

本年五月四日から六日まで、憲法九条の理念を世界で生かす道を探る「九条世界会議」が千葉市美浜区の幕張メッセで開かれる。この会議に出席するため、世界の様々な国から著名な学者、知識人、ジャーナリスト、NGO関係者らが数多く来日する。会議は国際社会で相当に注目されることになると思われる。

そこで、以下質問する。

一 政府は、この会議が開催されることを承知しているか。

二 憲法九条は、日本人が国際的に誇ることのできる極めて重要な平和維持・釀成のための法規である。それが国際的な市民社会で高く評価されているからこそ、今回のような会議の開催が実現する。政府は、この会議の重要性をどのように認識しているか明らかにされたい。

三 民間の国際会議ではあるが、その重要性に鑑み政府は、政府代表もしくは、これに準ずる公的地位のあら者をこの会議に出席させる意思があるかどうか、理由とともに明らかにされたい。

右質問する。

